

### 3 . 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第4号）

地域の個性を活かした魅力的な都市景観の形成をすすめるには、市街地に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。

このため、景観計画区域内の建築物・工作物（以下「建造物」）、樹木（樹林地は除く）のうち、良好な景観形成に重要な役割を果たすものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、地域の景観資源を核とした良好な都市景観の形成に積極的に取り組みます。

市街地景観の構成要素である建造物、樹木のうち、保全・活用に重点的に取り組むべきものの考え方を以下に示します。

#### 1) 景観重要建造物（建築物、工作物）

景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号）

以下に示す項目に該当する建造物のうち地域の良好な都市景観の形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定して、積極的にその保全・活用に努めます。

- ・優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの。
- ・地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの。
- ・故事、伝承にまつわる建造物で古くから地域住民に親しまれているもの。
- ・地域の良好な景観形成の規範となるもの。

景観重要建造物の保全・活用の考え方

景観重要建造物の指定を受けた建造物の保全とともに、その周囲の都市景観の形成にも積極的に取り組みます。

- ・建造物の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。
- ・建造物の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、建造物との調和に十分配慮します。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識します。
- ・建造物周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、建造物が醸し出す地域イメージを損なうことがないよう配慮します。
- ・景観重要建造物の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分な配慮を行います。

#### 2) 景観重要樹木

景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）

以下に示す項目に該当する樹木のうち地域の良好な都市景観の形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要樹木として指定して、積極的にその保全・活用に努めます。

- ・その樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの。
- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの。
- ・故事、伝承にまつわる樹木で古くから地域住民に親しまれているもの。

- ・まちかどなど、アイストップとなる都市景観の形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成をすすめるうえでその保全が求められるもの。

#### 景観重要樹木の保全・活用の考え方

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周囲の都市景観の形成にも積極的に取り組みます。

- ・樹木の管理を適正に行い、地域のランドマークとしての価値を高めます。
- ・樹木の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮します。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識します。
- ・樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損なうことがないよう配慮します。
- ・景観重要樹木の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分な配慮を行います。